

令和元年 5 月 8 日
多気町総務課

建設工事等における消費税率の取扱いについて

令和元年 10 月 1 日に消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の引上げが予定されています。今後、契約等で工事等目的物の引渡しが行われる日（令和元年 10 月 1 日）以降になる場合については、下記のとおり取扱いますので御留意ください。

1 基本的な取扱い

本日以降に契約する案件において、工事等目的物の引渡しが行われる日が令和元年 10 月 1 日以降となるものについては、当初から引上げ後の 10%の消費税率で契約します。

ただし、令和元年 9 月 30 日以前に支払うこととなる前払金等については消費税率の引上げによる増額分は含まないものとします。

また、消費税率の引上げが延期になった場合は、減額の変更契約をすることとします。

2 入札・契約事務関係文書及び入札・契約に関する例規の取扱いについて

消費税率に係る部分については、「8%」を「10%」として読替えて適用します。

例えば、入札書に記載の「100 分の 108」を「100 分の 110」に、入札指名通知書に記載の「100 分の 8」を「100 分の 10」に、「108 分の 100」を「110 分の 100」等に読替えて適用します。

3 その他

上記の取扱いにより難しい場合は個別に対応しますので、下記の間合せ先に御相談ください。

《間合せ先》

多気町総務課管財係
電話 0598-38-1111